

第8次岡山県保健医療計画「在宅医療等」ロードマップ(案)

主な課題	目的	これまでの取組	2020年度 (令和2年度) 【中間見直し】	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	目指す姿
在宅医療を担う関係者等への研修機会の確保が必要	専門医療機関や訪問看護、介護事業所との連携	かかりつけ医の普及 「かかりつけ医認定事業」への補助【実施主体：岡山県医師会】 岡山医療情報ネット等により、適切な医療機関等の選択を支援 在宅医療に関する研修や関係機関への支援を通じて、プライマリ・ケアを担う医師の資質向上	【R5目標】 自宅死亡者の割合 1.3%				24時間体制での在宅医療や在宅看護取りなどを適切に提供できる体制構築
人生の最終段階における希望がかなえられる環境整備が必要	人生の最終段階における希望がかなえられる連携体制づくり	医療機関、医師会、介護関係団体、市町村等関係機関と連携を図りながら、在宅医療の普及啓発	【R5目標】 内科診療所のうち在宅療養支援診療所の数の割合 3.5%				地域包括ケアシステムの構築
医師は、在宅療養チームのリーダーとして、プライマリ・ケアの実践、アドバンス・ケア・プランニング(ACP)への取組、在宅看取りへの対応等が求められる	入院医療機関と在宅医療機関の連携強化	訪問歯科医療や訪問看護を行う機関を紹介する窓口を設置 都市医師会や地域の医療機関を支援する岡山県医師会の取組を支援	【R5目標】 病院(精神科病院を除く)のうち在宅療養支援診療所の数の割合 2.5%				
在宅療養患者が訪問歯科診療を利用しやすくする必要がある	食介護負担の軽減や誤嚥性肺炎の防止による生活の質の維持・向上	医療情報ネットワーク岡山(晴れやかネット)を普及啓発、利用促進	【R6目標】 退院支援担当者に留意している医療機関数 126施設				地域包括ケアシステムの構築
県北圏域の支援歯科診療所の増加とリポートセンター登録歯科診療所の増加による支援体制整備	在宅療養患者が訪問歯科診療を利用しやすくする必要がある	岡山県在宅医療推進協議会 年1回程度開催					
歯科往診の周知	在宅療養患者の歯科往診機会の確保	歯科医師会等と協働して、在宅歯科医療に従事する歯科医師、歯科衛生士の資質向上を図る					地域包括ケアシステムの構築
「歯科往診サポートセンター」機能の強化	医療連携の強化	医師会と協働して、医師の在宅医療への対応及び質の向上を図る					
訪問指導や夜間の調剤を実施しているのは、一部の薬局	より充実した薬剤提供体制	在宅訪問による薬剤管理指導のできる人材育成(県薬剤師会と協働 薬剤師に対する研修) 在宅訪問薬剤管理指導の普及					地域包括ケアシステムの構築
訪問看護のサービス提供体制強化	適切な訪問看護の利用	訪問看護推進協議会 年2回程度開催(県訪問看護ステーション連絡協議会と協働で設置)					
栄養指導が必要な人への栄養指導実施体制整備	増加が見込まれる在宅患者・居宅要介護者への対応し、栄養ケアサービス提供	訪問看護等の資質向上を図り、サービス提供体制強化(看護協会等と協働 看取りを含めた研修会開催) 訪問看護に関する課題及び施策の検討、研修企画や普及啓発事業の企画・調整等、人材確保・質の向上	【目標】 訪問看護(介護給付)におけるサービス利用見込み)回/月 第8期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画 策定後、反映				地域包括ケアシステムの構築
在宅療養を支える医療従事者・介護従事者が認知症に関する正しい知識と支援技術を知り、認知症に関する正しい知識と支援技術を修得	在宅の認知症患者への支援	管理栄養士の資質向上(県栄養士会と協働 研修会、栄養指導の重要性を普及啓発)					
ハイリスク新生児に対して、関係機関が連携し、継続して支援を行う体制整備	医療依存度が高く、長期入院している児がスムーズに在宅へ移行することを支援	認知症患者の在宅療養医療を支える医療従事者・介護従事者が認知症に関する正しい知識と支援技術を修得するための研修(医師会、精神科医会、訪問看護事業所等と連携)					県民が希望する場所から人生の最終段階における希望がかなえられる環境整備が必要【再掲】
県民が、人生の最終段階における希望がかなえられる環境整備が必要【再掲】	本人や家族が満足できる在宅看取りが行われる	医療的ケア児等が地域で安心して療養できるよう、保健・医療・福祉・教育・介護等の関係機関と連携し、地域で在宅療養を支える体制構築に取り組み					
訪問看護のサービス提供体制強化【再掲】	訪問看護のサービス提供体制強化【再掲】	訪問看護推進協議会 年2回程度開催【再掲】	【R5目標】 人生の最終段階で受けた医療について家族と話し合ったことがある県民(60歳以上)の割合 70.0%				県民が希望する場所から人生の最終段階における希望がかなえられる環境整備が必要【再掲】
在宅医療に従事する者の確保と資質向上	在宅医療に従事する者の確保と資質向上	訪問看護協会等と協働 看取りを含めた研修会開催 訪問看護師等の質の向上、サービス提供体制強化 地域医療を担う医師等が適切に在宅死に対応できるように、研修等を通じて対応力の向上を図る					

① プライマリ・ケア

② 在宅医療の推進

③ 在宅医療提供体制の整備

④ 看取り